

第四三回

参第一六号

日本育英会法の一部を改正する法律（案）

日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十六条ノ四第二項中「高等専門学校其ノ他ノ施設ノ教育ノ職」を「高等専門学校、幼稚園其ノ他ノ施設ノ教育ノ職」に改める。

第三十六条ノ三に次の一項を加える。

当分ノ間第十六条ノ四第二項及前条中「又ハ高等専門学校」トアルハ「、高等専門学校又ハ教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第五条第一項ニ規定スル養護教諭養成機関」ト読替フルモノトス

附 則

- 1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の日本育英会法第十六条ノ四第二項中当該改正に係る部分の規定（同法第三十六条ノ二において適用される場合を含む。）は、この法律の施行の際現に大学に在学する者に対しその在学期間中に貸与した貸与金についても適用する。

理 由

教育の職に在職したことを理由として貸与金の返還を免除する場合の教育の職の範囲に幼稚園における教育の職を加えるとともに、養護教諭養成機関に在学する者に対して新たに学資を貸与することとすることに伴い、その貸与を受けた者が修業後教育の職に在職した場合について、貸与金の返還の免除を認める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。